

日田市公式X運用基準（マニュアル）

1 運用基準について

この運用基準は、日田市ソーシャルメディア運用ガイドラインに基づき、各課の職員が職務の一環として市公式情報を提供する公式Xの運用を行うための基本的なルールを定めるものである。

2 X ページ開設の目的

X が持つ即時性、拡散性を生かすことで情報の伝播効果を期待し、市政などに関するさまざまな情報を発信することを目的とする。

3 ページの管理

- (1) 公式Xの運用を開始する際、原則として所属単位でアカウントを取得することとする。名前は「日田市〇〇課（〇〇は運用を開始する主管課の名称。以下同じ。）」とすること。
- (2) 各課は、公式Xの運用を開始する際、「〇〇課運用者（所属長がその任にあたる。以下「運用者」という。）」を置き、各課の公式Xに掲載・投稿する情報について、その責任を負うものとする。また、「〇〇課投稿者（以下「投稿者」という。）」を置き、投稿者はメッセージ等の作成及び全体的な事務にあたること。
- (3) 公式X ページに投稿した画像等に写っている個人や団体などから削除の依頼があった場合、運用者の判断で削除すること。

4 発信内容

行政情報、日田市内でのイベント（市または地域団体等が主催）、その他課内で協議し、情報発信が必要と認められたものについて発信することができる。

5 情報発信

- (1) 情報発信については、行政情報であることを意識し内容の正確性を確保するとともに誤解を招く表記を避けるため、原則として「日田市事務決裁規程」に準じ、運用者の承認を受けることとする。ただし、次に掲げるものについてはXの特性や情報発信の即時性を考慮し、投稿者の判断によって情報発信できるものとする。
 - ① すでに周知されている事項について、再度、または詳細な内容を発信する場合
 - ② イベントなどの現況や結果などを発信する場合
 - ③ 法令などで定められている内容を発信する場合
- (2) 情報の発信は、原則庁舎内に設置している市の端末のみを使用することとする。ただし、庁舎外でのイベント等の情報を、即時に発信することによる有効性が高まると考えられる場合は例外的に市の端末以外の利用も認める。

6 投稿における禁止事項

下記の事項に該当する内容の投稿（リンクを含む）を禁じる。

- (1) 特定の個人を誹謗・中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの
- (2) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (3) 本人の承諾なく個人情報の特定・開示・漏えい等プライバシーを侵害するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがある内容
- (6) 意思形成過程の情報を含むもの（市が意見等を求める場合を除く）
- (7) 著作権、商標権、肖像権など知的所有権を侵害するもの
- (8) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似するもの
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (10) 有害又は違法なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) Xサービス利用規約に反する内容
- (13) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むページへのリンク

7 コメントへの対応

コメントに対しては、原則、回答しない。回答しない旨については、日田市ホームページに明記する。

8 知的財産権

- (1) 公式Xページに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権等全ての権利）は、日田市あるいは日田市以外の著作権者等に帰属する。
- (2) 当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

9 免責事項

- (1) 日田市は、当アカウントの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- (2) 日田市は、ユーザーが当アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 日田市は、ユーザーにより投稿されたコンテンツについて一切の責任を負わない。
- (4) 日田市は、ユーザー間、もしくはユーザーと第三者間のトラブルによってユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 日田市は、上記(1)～(4)の他、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

10 個人情報

- (1) 公式 X ページでの個人情報の収集・利用・提供・管理は、「個人情報の保護に関する法律（法律第 57 号）」等に基づき適切に取り扱う。
- (2) 個人情報を収集する際は、ユーザーの意志による情報の提供を原則とする。個人情報の収集にあたっては利用目的を明示し、その利用目的の範囲内で利用する。

11 その他

- (1) 投稿は、X サービス利用規約に従う。
- (2) 予告なく本運用基準を変更又はアカウントを停止・削除する場合がある。

12 適用

この運用基準は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

令和 2 年 2 月 25 日 一部改定

令和 5 年 4 月 1 日 一部改定

令和 5 年 11 月 29 日 一部改定